



2026年3月27日

各位

会社名 株式会社リベルタ
代表者名 代表取締役社長 佐藤 透
(コード番号 4935 東証スタンダード市場)
問合せ先 専務取締役 二田 俊作
(TEL. 03-5489-7661)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年3月27日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分(以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年4月24日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 83,500株
(3) 処 分 価 額	1株につき270円
(4) 処 分 総 額	22,545,000円
(5) 処分先及びその 人 数 並 び に 処 分 株 式 の 数	当社の取締役(社外取締役を除く。) 2名 26,800株 当社子会社の取締役(社外取締役を除く。) 7名 56,700株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年3月26日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)及び2022年4月14日開催の取締役会において当社子会社の社外取締役を除く取締役(以下、対象取締役と併せて「対象取締役等」と総称します。)に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議しました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象



取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、指名・報酬委員会の審議を経た上で、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計22,545,000円（以下「本金銭債権」といいます。）に基づき、普通株式83,500株を付与することといたしました。また、当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより高めるため、譲渡制限期間を30年間といたしました。

一方で、各対象取締役等のうち、当社子会社の取締役1名については、譲渡制限期間を約9か月（具体的には9か月23日）と設定しております。これは、当該取締役は当社が2024年に取得した子会社の元代表であり、当該株式譲渡契約に基づき、当該子会社の取締役として引き継ぎを行っているためであります。当該株式譲渡契約においては、引き継ぎの期間はクロージング後3年間（2026年3月時点で残り10か月）と定められているため、これに整合する形で譲渡制限期間を設定いたしました。これにより、当該取締役が引き続き業績向上及び当社グループの企業価値の持続的な向上に貢献しながら、株主の皆様との価値共有を進めることが可能となると考えております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等9名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

当社の取締役2名及び当社子会社の取締役6名に付与される株式につき2026年4月24日（以下「本処分期日」といいます。）～2056年4月23日

当社子会社の取締役1名に付与される株式につき2026年4月24日（以下「本処分期日」といいます。）～2027年2月15日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が正当な事由により退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役又は使用人のいずれの地位をも正当な事由（死亡による退職を含み、本人の意思による退職は



これに含まない。)により退職した場合には、対象取締役等の退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退職した時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月から対象取締役等の退職の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)とする。

(4) 当社による無償取得

対象取締役等が、譲渡制限期間中に、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも本人の意思により退職した場合、法令違反行為を行った場合、その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は当該時点において保有する本割当株式の全部を当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年3月26日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である270円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上